

# ケアセンター花の路。デイサービス

## 要介護 料金表

令和 6年 4月 1日 施行

基本時間：7時間以上8時間未満

介護保険負担割合「1割」の方

要介護	通所介護費	入浴介助加算(Ⅰ)	個別機能訓練加算(Ⅰ・Ⅱ)	合計		科学的介護推進体制加算	個別機能訓練加算(Ⅱ)		合計
1	658単位/回	40単位/回	76単位/回	858円		40単位/月	20単位/月		925円
2	777単位/回	40単位/回	76単位/回	990円		40単位/月	20単位/月		1,057円
3	900単位/回	40単位/回	76単位/回	1,127円	+	40単位/月	20単位/月	=	1,194円
4	1,023単位/回	40単位/回	76単位/回	1,263円		40単位/月	20単位/月		1,330円
5	1,148単位/回	40単位/回	76単位/回	1,402円		40単位/月	20単位/月		1,469円

### 全額自己負担分

食事	900円/回	タオルセット代(入浴有り)	110円/日
おやつ	100円/回	タオルセット代(入浴無し)	33円/日
レクリエーション(生花代)	550円/回		
レクリエーション(書道代)	330円/回	リハビリパンツ・尿取りパッド	110円/枚

※ 通所介護費については、当事業所の定員(30名)は「通常規模型」での算定となり、本料金表ではサービス提供時間「7時間以上8時間未満」を基本サービス料としています。

※ 送迎料金は、通所介護費に含まれます。

※ 当事業所が送迎を行わない場合は、片道につき47単位の減算となります。

※ 介護職員処遇改善加算「Ⅰ」として所定単位数の合計に5.9%を加算されています。

※ 介護職員等特定処遇改善加算「Ⅱ」として所定単位数の合計に1.0%を加算されています。

※ 介護職員等ベースアップ等支援加算として所定単位数の合計に1.1%を加算されています。

※ 岐阜市地域区分「6等級」、1単位＝10.27円として計算されています。

※ サービス費の額の算定は、厚生労働大臣が定める介護報酬上の額を基準としています。

・介護職員処遇改善加算とは

介護職員の人材確保・処遇安定により、介護保険サービス提供の質の向上を図る目的で創設された、介護報酬の加算です。

・介護職員等特定処遇改善加算とは

従来の処遇改善加算に加え、キャリア(経験・技能)のある介護職員に対し更なる処遇改善を行う為に加算されるものです。

・科学的介護推進体制加算とは

厚生労働省へ利用者様の情報を提供し、フィードバックされた情報を活用することで算定できる加算です。

・介護職員等特ベースアップ等支援加算とは

介護職員の収入を3%程度引き上げる為の措置を講じる目的で創設された、介護報酬の加算です。